

令和 7 年

## 上尾市議会 12 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

## 議案名

議案第 103 号	令和 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 104 号	令和 7 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 105 号	令和 7 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 106 号	令和 7 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 107 号	令和 7 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 108 号	令和 7 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 109 号	上尾市公告式条例等の一部を改正する条例の制定 について	1
議案第 110 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	6
議案第 111 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	14
議案第 112 号	上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	16
議案第 113 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について	18
議案第 114 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改 正する条例の制定について	19
議案第 115 号	上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定について	21
議案第 116 号	上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について	33
議案第 117 号	第 6 次上尾市総合計画基本構想の変更について	47
議案第 118 号	専決処分の承認を求めるについて	48

議案第 119 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 7
議案第 120 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 8
議案第 121 号	公の施設の指定管理者の指定について	5 9
議案第 122 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 0
議案第 123 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 1
議案第 124 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 2
議案第 125 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 3
議案第 126 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 4
議案第 127 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 5
議案第 128 号	市道路線の認定について	7 2
質問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて	7 3
質問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて	7 4
質問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて	7 5

議案第109号

上尾市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について  
上尾市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市公告式条例等の一部を改正する条例  
(上尾市公告式条例の一部改正)

第1条 上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信することを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、市の事務所に設置した掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（規則及び規程の公布）」に改め、同条第1項中「規則を除くほか、市長の定める規程を公表」を「市長の定める規則及び規程（公表を要するものに限る。以下同じ。）を公布」に、「公表の」を「公布の」に、「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第2項の規定は、前項の規則及び規程について準用する。

第4条を第3条とする。

第5条の見出し中「公表」を「公布」に改め、同条第1項中「第2条」を「第2条第2項及び前条第1項」に、「議会の会議規則、傍聴規則その

他教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを」を「市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程の公布について」に、「同条第1項」を「同項」に、「市長」を「市長名」に、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「規則又は教育委員会を除く市の機関の定める規則若しくは規程」を「市長又は市の機関の定める規則又は規程」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「この条例に定めるもの」を「他の法令等に定めがある場合」に、「本市又は」を「市又は」に、「市のその他の機関」を「市の機関」に、「、公表等一般に」を「その他の」に改め、「第2条第2項」の次に「及び第3条第1項の規定」を加え、「別表の掲示場に掲示してこれを」を削り、同条を第6条とする。

別表を削る。

（上尾市税条例の一部改正）

第2条 上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

（上尾市行政手続条例の一部改正）

第3条 上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を上尾市公式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令

和 5 年法律第 1 号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(2) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 63 号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日  
(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の上尾市公告式条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後にする公布について適用し、施行日前にした公布については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の上尾市税条例第 18 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

4 第 3 条の規定による改正後の上尾市行政手続条例第 15 条、第 16 条、第 22 条及び第 29 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(上尾市税条例の一部改正)

5 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条中「別表」を「第 2 条第 2 項ただし書」に改める。

(上尾市税条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の上尾市税条例第 18 条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(上尾市監査委員に関する条例の一部改正)

7 上尾市監査委員に関する条例(昭和 39 年上尾市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「別表に規定する掲示場に掲示して」を「第 2 条第 2 項の規定の例により」に改める。

(上尾市監査委員に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 前項の規定による改正後の上尾市監査委員に関する条例第 10 条の規定は、施行日以後にする公表について適用し、施行日前にした公表については、なお従前の例による。

(上尾市都市公園条例の一部改正)

9 上尾市都市公園条例（昭和48年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「に規定する掲示場に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

(上尾市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の上尾市都市公園条例第11条の2の規定は、施行日以後にする公示について適用し、施行日前にした公示については、なお従前の例による。

#### 提案理由

条例等の公布手続きを見直すため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第110号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料						
		月額						
	1	円 195,800	円 276,300	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 424,400	円 437,200
	2	円 196,900	円 277,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600	円 426,900	円 440,300
	3	円 198,100	円 278,300	円 336,200	円 370,100	円 424,500	円 429,200	円 443,400
	4	円 199,200	円 279,300	円 337,900	円 371,700	円 426,300	円 431,600	円 446,500
	5	円 200,300	円 280,300	円 339,600	円 373,300	円 428,100	円 434,100	円 449,600

定期 年前 再任 用短 時間 勤務 職員	6	202,000	281,300	341,300	375,100	429,900	436,500	452,700
	7	203,600	282,200	343,000	376,600	431,700	438,400	455,800
	8	205,200	283,200	344,600	378,200	433,500	440,500	458,900
	9	206,700	284,200	346,200	379,500	435,100	442,600	462,000
	10	208,400	285,200	347,900	381,100	436,600	444,800	465,100
	11	210,000	286,200	349,600	382,700	438,100	446,700	468,200
	12	211,600	287,200	351,200	384,200	439,600	448,800	471,300
	13	213,100	288,200	352,700	386,100	441,100	450,900	474,400
	14	214,800	289,500	354,300	388,000	442,400	452,800	477,500
	15	216,500	290,800	355,900	389,900	443,700	454,500	480,600
	16	218,200	292,000	357,400	391,700	444,900	456,300	483,700
	17	219,400	293,200	358,800	393,200	446,100	458,200	486,700
	18	221,000	294,500	360,500	395,000	447,400	460,100	489,700
	19	222,600	295,700	362,100	396,700	448,700	461,900	492,700
	20	224,100	296,900	363,700	398,300	449,900	463,700	495,700
	21	225,600	297,900	364,800	400,000	451,100	465,500	498,700
	22	227,200	299,100	366,300	401,400	451,900	467,200	501,800
	23	228,800	300,300	367,800	402,800	452,700	469,000	504,500
	24	230,400	301,600	369,300	404,200	453,500	470,500	507,600
	25	232,000	302,900	371,000	405,600	454,100	471,900	510,600
	26	233,700	303,900	372,800	406,800	454,700	473,300	513,700
	27	235,000	304,900	374,400	408,000	455,300	474,700	516,400
	28	236,300	305,900	376,100	409,000	455,900	475,900	518,700
	29	237,600	307,000	377,500	410,100	456,600	477,200	521,000
	30	238,700	308,200	378,800	411,300	457,400	478,300	523,300
	31	239,800	309,300	380,000	412,400	457,800	479,300	525,300
	32	240,900	310,500	381,400	413,500	458,500	480,000	526,700
	33	242,000	311,600	382,500	414,200	459,000	480,700	528,200
	34	243,300	312,900	383,400	414,900	459,400	481,400	529,600
	35	244,700	314,200	384,400	415,500	459,800	482,100	530,800

以外の職員	36	246,100	315,500	385,400	416,200	460,200	482,800	
	37	247,500	316,700	386,200	416,800	460,600	483,400	
	38	248,900	318,000	387,100	417,400	460,900	484,000	
	39	250,300	319,300	388,000	417,900	461,200	484,500	
	40	251,700	320,600	388,800	418,300	461,500	485,100	
	41	253,100	321,900	389,600	418,700	461,800	485,600	
	42	254,300	323,100	390,400	418,900	462,100	486,200	
	43	255,600	324,400	391,200	419,200	462,400	486,700	
	44	256,900	325,500	391,900	419,500	462,700		
	45	258,100	326,400	392,600	419,800	463,000		
	46	259,300	327,700	393,300	420,100			
	47	260,500	329,000	394,000	420,400			
	48	261,700	330,300	394,700	420,700			
	49	262,800	331,400	395,200	420,900			
	50	263,900	332,700	395,800	421,200			
	51	265,000	333,900	396,400	421,400			
	52	266,100	335,100	397,100	421,700			
	53	267,000	336,400	397,500	421,900			
	54	268,000	337,400	398,100	422,200			
	55	269,000	338,500	398,700	422,500			
	56	270,000	339,600	399,200	422,800			
	57	271,000	340,300	399,600	423,000			
	58	271,900	341,200	400,200	423,300			
	59	272,700	341,900	400,800	423,600			
	60	273,600	342,700	401,300	423,800			
	61	274,400	343,500	401,700	424,000			
	62	275,200	343,900	402,200	424,300			
	63	276,000	344,400	402,700	424,600			
	64	276,700	345,100	403,300	424,800			
	65	277,400	345,900	403,600	425,000			

66	278, 200	346, 600	404, 000	425, 300			
67	279, 000	347, 300	404, 300	425, 600			
68	279, 600	347, 900	404, 700	425, 800			
69	280, 300	348, 400	405, 000	426, 000			
70	281, 100	349, 000	405, 300	426, 300			
71	281, 800	349, 500	405, 600	426, 600			
72	282, 500	350, 100	405, 800	426, 800			
73	283, 200	350, 400	406, 000	427, 000			
74	283, 900	350, 900	406, 300				
75	284, 600	351, 200	406, 600				
76	285, 300	351, 600	406, 800				
77	286, 000	352, 000	407, 000				
78	286, 600	352, 500	407, 300				
79	287, 300	353, 000	407, 600				
80	287, 900	353, 500	407, 800				
81	288, 600	353, 800	408, 000				
82	289, 200	354, 200	408, 300				
83	289, 900	354, 600	408, 600				
84	290, 600	355, 000	408, 800				
85	291, 100	355, 300	409, 000				
86	291, 700	355, 700					
87	292, 300	356, 100					
88	293, 000	356, 500					
89	293, 600	356, 700					
90	294, 200	357, 100					
91	294, 800	357, 500					
92	295, 500	357, 900					
93	296, 100	358, 100					
94		358, 400					
95		358, 800					

	96		359,100					
	97		359,400					
	98		359,800					
	99		360,200					
	100		360,600					
	101		361,100					
	102		361,500					
	103		361,900					
	104		362,300					
	105		362,800					
	106		363,200					
	107		363,500					
	108		363,800					
	109		364,200					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		227,800	269,500	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び自動車駐車場」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、通勤のための自動車（市規則で定める車両を含む。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「自動車駐車場」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該

各号に定める額とする。

(1) 自動車駐車場に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの自動車駐車場の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額  
第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額とする。

第16条の5中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第16条の2第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の5第3項」と読み替えるものとする。

第20条第1号中「生命保険及び損害保険の保険料並びに」を「各種保険料及び」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 互助団体の掛金等

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「392,000」を「405,000」に改め、同表2の項中「440,000」を「455,000」に改め、同表3の項中「492,000」を「508,000」に改め、同表4の項中「555,000」を「574,000」に改め、同表5の項中「634,000」を「655,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額（円）の項中「213,600」を「225,

600」に、「219, 500」を「227, 800」に、「260, 00」を「269, 500」に改める。

第10条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の77.5」を「100分の80」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

##### (給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (市規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第111号

### 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

#### 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の230」を「100分の235」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内扱)
- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第112号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 緊急消防援助隊出動手当

第8条第3号中「消火活動」を「消火業務」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 救助現場に出動し、救助業務に従事した職員（第1号に掲げる職員を除く。）

(6) 警戒現場に出動し、その状況を調査し、確認し、又は危険を除去する業務に従事した職員

第16条を第17条とする。

第15条第6号に次のように加える。

才 第8条第5号に掲げる職員 1回につき300円

力 第8条第6号に掲げる職員 1回につき300円

第15条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 緊急消防援助隊出動手当 1日につき2,160円

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助隊出動手当）

第13条 緊急消防援助隊出動手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市

町村（特別区を含む。）に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した消防職員に支給する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に命じられた出動について適用し、同日前に命じられた出動については、なお従前の例による。

#### 提案理由

市消防職員の特殊勤務手当の支給対象を拡大したいので、この案を提出する。

## 議案第113号

### 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長　畠　山　　稔

### 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成12年上尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の57の項事務の種類の欄中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表58の項事務の種類の欄中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第114号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第37条第1項中「第42項第3項」を「第42条第3項」に改める。

(上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第28号）第12条

(2) 上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第29号）第12条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第24号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第115号

上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長　畠　山　　稔

上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
目次

第1章　総則（第1条—第19条）

第2章　乳児等通園支援事業

　第1節　通則（第20条）

　第2節　一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章　雑則（第28条）

附則

　第1章　総則

　（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼

児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、上尾市子ども・子育て会議条例(平成25年上尾市条例第31号)第1条に規定する上尾市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させなければならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食

中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき、1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき、1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。  
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保

育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人

を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### (設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第28号）  
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日から令和8年3月31日までの間においては、この条例に規定する基準は、法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準とみなすことができる。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第116号

上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象

小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

#### （利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子

どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費

の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。  
(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児

等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育事業を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めに、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に

おいて同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記載する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」

と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので、この案を提出する。

議案第 117 号

第 6 次上尾市総合計画基本構想の変更について

第 6 次上尾市総合計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

上尾市長 畠山 稔

#### 提案理由

基本構想の将来人口について再推計したため、第 6 次上尾市総合計画基本構想を変更したいので、上尾市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第118号

専決処分の承認を求めるについて

令和7年度上尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長　畠　山　　稔

提案理由

令和7年10月23日に市議会議員が退職したことに伴い、上尾市議会議員補欠選挙を同年11月30日に執行することが決定されたため、その経費を計上した令和7年度上尾市一般会計補正予算（第7号）を緊急に編成する必要が生じ、同年10月24日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和7年度上尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり  
専決処分する。

令和7年10月24日

上 尾 市 長 皇 山 稲 倉

令和7年度上尾市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,140,759千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 岁入歳出予算補正

単位：千円

歳入		項	補正前の額	補正額	計
20	繰越金		866,262	13,793	880,055
	1 繰越金		866,262	13,793	880,055
歳	入	合計	90,126,966	13,793	90,140,759

単位：千円

歳出		項	補正前の額	補正額	計
款					
2	総務費		9,722,080	13,793	9,735,873
	4 選舉費		210,774	13,793	224,567
歳	出	合計	90,126,966	13,793	90,140,759

歳 入 歳 出 準 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
(歳入)

		款	補正前の額	補正額	補正額	計
20 繰越金			866,262		13,793	880,055
歳 入 合 計			90,126,966		13,793	90,140,759

(歳出) 単位：千円

		款	補正前の額	補正額	計	補正額	正額	財源	内訳
						特	定	財	源
						国	県	支	出
2 総務費		9,722,080	13,793	9,735,873	0				13,793
歳 出 合 計		90,126,966	13,793	90,140,759	0				13,793

## (款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目					補正前の額	補正額	計	区 分	節	説	明	補正額 (累計)
1 繰越金		866,262	13,793	880,055	1繰越金					13,793 繰越金		13,793 (880,055)
計		866,262	13,793	880,055								

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

目 の 項 別	補 正 額 ( 補正前 の額 )	補正額の財源内訳			区分	節・説明	事業概要	補正額 (累計)	補正額 (累計)
		特 別 支 出 金	国 県 支 出 金	地 方 債					
5 市議会議員補欠選挙費	( 13,793 )	0	0	0	13,793	報酬	○市議会議員補欠選挙事業	41 (選挙管理委員会事務局)	13,793 (13,793)
	( 0 )					選挙立会人報酬		41 (41)	41 (41)
	( 13,793 )					4人		0	0
						3職員手当等		1,216 (41)	1,216 (41)
						時間外勤務手当		1,216 (1,216)	1,216 (1,216)
						8旅費		9 (1,216)	9 (1,216)
						費用弁償		9 (9)	9 (9)
						10需用費		2,639 (9)	2,639 (2,639)
						消耗品費		2,639 (400)	2,639 (400)
						印刷製本費		2,239 (400)	2,239 (400)
						12委託料		6,011 (2,239)	6,011 (2,239)
						選挙公報等配布委託料		1,030 (2,239)	1,030 (2,239)
						ポスター掲示場設置等委託料		4,981 (2,239)	4,981 (2,239)
						13使用料及び賃借料		330 (2,239)	330 (2,239)
						個人演説会等会場借上料		(330)	(330)
						18負担金、補助及び交付金		3,547 (330)	3,547 (330)
						選挙運動用自動車使用経費負担金		800 (330)	800 (330)
						選挙運動用ホースターアクセサリ		1,932 (800)	1,932 (800)
						選挙運動用通常葉書郵送費負担金		(1,932) 680	(1,932) 680
						選挙運動用ビラ作成経費負担金		1,35 (680)	1,35 (680)
						18負担金、補助及び交付金		(1,35)	(1,35)
計	( 13,793 )	0	0	0	13,793				

給与費明細書

1 特別職

単位:千円

区分	職員数(人)	給与			期末手当	年間支給率	計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	地域手当						
補正後	長等	3	28,140		12,945	4.6月分	41,085	10,322	51,407	
	議員	30	158,340		72,837	4.6月分	231,177	43,000	274,177	
	その他の特別職	3,176	225,330				225,330	0	225,330	
	計	3,209	383,670	28,140	85,782	4.6月分	497,592	53,322	550,914	
補正前	長等	3	28,140		12,945	4.6月分	41,085	10,322	51,407	
	議員	30	158,340		72,837	4.6月分	231,177	43,000	274,177	
	その他の特別職	3,172	225,289				225,289	0	225,289	
	計	3,205	383,629	28,140	85,782	4.6月分	497,551	53,322	550,873	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0		0	0	0	0	0	
	その他の特別職	4	41				41	0	41	
	計	4	41	0	0	0	41	0	41	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数(人)	給与			職員手当	計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	手当					
補正後	( 1,496 ) 1,373	1,535,383	5,651,863	4,595,430	11,782,676	2,997,909	14,780,585		
補正前	( 1,496 ) 1,373	1,535,383	5,651,863	4,594,214	11,781,460	2,997,909	14,779,369		
比 較	( 0 ) 0	0	0	1,216	1,216	0	0	1,216	

( )内は、定年前再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
	補正後	150,484	401,920	94,890	84,399	25,076	778,923	2,744	126,060	2,930,934
	補正前	150,484	401,920	94,890	84,399	25,076	777,707	2,744	126,060	2,930,934
	比較	0	0	0	0	0	1,216	0	0	0

会計年度任用職員以外

職員手当の内訳	区分	職員数(人)	給料	給与職員手当	賃料	賃与職員手当	計	共済費	合計	備考
	補正後	(42)	5,456	695	4,034	380	9,491,075	2,641,671	12,132,746	
	補正前	(42)	5,456	695	4,033	164	9,489,859	2,641,671	12,131,530	
	比較	(0)	0	0	1,216		0	1,216	1,216	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
	補正後	150,484	388,295	94,890	81,368	25,076	778,923	2,744	126,060	2,386,540
	補正前	150,484	388,295	94,890	81,368	25,076	777,707	2,744	126,060	2,386,540
	比較	0	0	0	0	0	1,216	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細				増減事由別内訳			説明			備考	
区分	増減額	1. 制度改正に伴う増減分	2. その他の増減分								
職員手当	1,216		1,216								

議案第119号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市文化センター

2 指定管理者となる団体

あげお文化創造パートナーズ

代表団体 さいたま市北区吉野町二丁目282番地3

株式会社埼玉新聞社

代表取締役社長 関根正昌

構成団体 さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号

株式会社サイオ一

代表取締役 橋本一憲

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾市文化センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イコス上尾

2 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷16番地

公益財団法人上尾市地域振興公社

代表理事 井上 建一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

イコス上尾の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市立養護老人ホーム恵和園

2 指定管理者となる団体

上尾市大字上野 567 番地

社会福祉法人彩光会

理事長 中村 康彦

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市立養護老人ホーム恵和園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第122号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市老人福祉センターことぶき荘

2 指定管理者となる団体

上尾市大字平塚724番地

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会

理事長 石川 孝之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾市老人福祉センターことぶき荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウス

2 指定管理者となる団体

上尾市大字平塚724番地

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会

理事長 石川 孝之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウスの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第124号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園

2 指定管理者となる団体

上尾市大字平塚724番地

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会

理事長 石川 孝之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第125号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 上尾伊奈斎場つつじ苑
- (2) 瓦葺ふれあい広場

2 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷16番地

公益財団法人上尾市地域振興公社

代表理事 井上 建一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、此案を提出する。

議案第126号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 上尾丸山公園
- (2) 丸山公園多目的広場
- (3) 上尾丸山公園（一部）
- (4) 上尾市自然学習館
- (5) 上尾市バーベキュー場

2 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷16番地

公益財団法人上尾市地域振興公社

代表理事 井上 建一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上尾丸山公園等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議案第127号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

別紙のとおり

2 指定管理者となる団体

上尾にぎわいづくりパートナーズ

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 健太

構成団体 さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

毎日興業株式会社

代表取締役 田部井 良

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

市立公園（上尾丸山公園等及び戸崎公園を除く。）の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

## 別紙

番号	市立公園の名称	所在地
1	上平公園	上尾市大字菅谷 16 番外
2	平塚公園	上尾市大字平塚 1212 番 1 外
3	浅間台大公園	上尾市浅間台三丁目 35 番
4	鴨川中央公園	上尾市中妻五丁目 33 番
5	ゆりが丘公園	上尾市向山四丁目 15 番
6	こどもの城公園	上尾市今泉三丁目 42 番
7	小泉氷川山公園	上尾市小泉八丁目 1 番
8	鴨川緑道	上尾市井戸木四丁目 100 番 24 外
9	浅間台第一公園	上尾市浅間台一丁目 10 番
10	浅間台第二公園	上尾市浅間台二丁目 6 番
11	浅間台第三公園	上尾市浅間台三丁目 13 番
12	浅間台第四公園	上尾市浅間台四丁目 13 番
13	中妻第一公園	上尾市中妻一丁目 4 番
14	中妻第二公園	上尾市中妻二丁目 14 番
15	錦町中央公園	上尾市錦町 7 番 7
16	錦町西公園	上尾市錦町 11 番 1
17	緑丘公園	上尾市緑丘五丁目 15 番 3
18	春日第一公園	上尾市春日一丁目 42 番
19	春日第二公園	上尾市春日二丁目 4 番
20	春日第三公園	上尾市春日二丁目 19 番
21	小泉中央公園	上尾市大字小泉 35 番 141
22	集いの公園	上尾市大字小泉 6 番 99
23	宮山公園	上尾市大字小泉 378 番 22
24	五番町第一公園	上尾市五番町 20 番
25	五番町第二公園	上尾市五番町 8 番 1
26	下芝公園	上尾市中分一丁目 19 番 1
27	大久保公園	上尾市中分一丁目 8 番 1
28	東公園	上尾市井戸木二丁目 12 番
29	かえで公園	上尾市中妻五丁目 13 番
30	宮前公園	上尾市中妻三丁目 16 番

3 1	水神公園	上尾市泉台一丁目 5 番
3 2	梅田公園	上尾市泉台二丁目 9 番
3 3	井戸木公園	上尾市井戸木四丁目 3 5 番
3 4	山王公園	上尾市井戸木一丁目 1 2 番
3 5	新田公園	上尾市井戸木二丁目 4 2 番
3 6	地蔵公園	上尾市井戸木三丁目 1 2 番
3 7	おさらぎ公園	上尾市泉台三丁目 8 番
3 8	藤見公園	上尾市泉台三丁目 1 2 番
3 9	かわらぶき公園	上尾市大字瓦葺 2 2 5 3 番外
4 0	どんぐり山公園	上尾市小泉一丁目 6 番
4 1	こぶし公園	上尾市今泉一丁目 3 2 番
4 2	和泉公園	上尾市今泉一丁目 2 4 番
4 3	けやき公園	上尾市今泉一丁目 5 番 1 外
4 4	美原公園	上尾市錦町 3 6 番 1
4 5	むじなや公園	上尾市大字瓦葺 1 5 2 5 番 5 外
4 6	あじさい公園	上尾市川一丁目 4 番
4 7	さくら公園	上尾市向山三丁目 4 2 番
4 8	もみじ公園	上尾市向山一丁目 2 0 番
4 9	さつき公園	上尾市向山一丁目 4 2 番 2
5 0	ならのき公園	上尾市向山二丁目 4 2 番
5 1	原市駅前公園	上尾市原市中三丁目 4 番
5 2	白山公園	上尾市大字原市 3 9 5 0 番 1 外
5 3	西宮下公園	上尾市西宮下四丁目 2 3 7 番 1 外
5 4	神明公園	上尾市小泉三丁目 1 4 番
5 5	栄町公園	上尾市栄町 4 7 番 4 外
5 6	くるみ公園	上尾市西宮下二丁目 4 2 9 番
5 7	つかはら公園	上尾市大字平塚 3 0 7 3 番
5 8	つばき公園	上尾市大字平塚 3 0 0 9 番
5 9	白樺公園	上尾市大字原市 3 2 3 3 番 1 2 9
6 0	原市台公園	上尾市大字原市 1 7 9 5 番外
6 1	西宮下第 2 公園	上尾市西宮下四丁目 3 8 0 番 1 6
6 2	三井 B 地区公園	上尾市大字小敷谷 9 1 9 番 4 5

6 3	原市1番耕地公園	上尾市大字原市3番18
6 4	山の下公園	上尾市二ツ宮1141番5
6 5	新梨子公園	上尾市大字上686番5
6 6	緑丘一丁目公園	上尾市緑丘一丁目455番54
6 7	二ツ宮前公園	上尾市二ツ宮713番19
6 8	陣屋公園	上尾市大字上尾下699番33
6 9	原市19番耕地公園	上尾市大字原市3873番18
7 0	稲荷八ツ山公園	上尾市大字瓦葺2117番45外
7 1	西宮下第3公園	上尾市西宮下二丁目82番4
7 2	浅間台二丁目公園	上尾市浅間台二丁目20番39
7 3	東団地第1公園	上尾市本町六丁目413番4外
7 4	東団地第2公園	上尾市本町六丁目273番4外
7 5	大砂公園	上尾市大字平塚2163番4
7 6	むじなや第1公園	上尾市大字瓦葺1499番4
7 7	むじなや第2公園	上尾市大字瓦葺1531番3外
7 8	西通公園	上尾市大字小敷谷1069番2
7 9	谷津公園	上尾市谷津二丁目123番78
8 0	三塚公園	上尾市大字上野83番71
8 1	レック上尾公園	上尾市本町四丁目777番6
8 2	東第2公園	上尾市井戸木一丁目17番1
8 3	二ツ宮公園	上尾市二ツ宮1035番27
8 4	末広公園	上尾市大字瓦葺2184番25
8 5	原市7番耕地公園	上尾市大字原市1292番4
8 6	クレスト公園	上尾市大字上213番5外
8 7	春日一丁目公園	上尾市春日一丁目6番2外
8 8	ポニー公園	上尾市大字上1052番3
8 9	ソロの木公園	上尾市大字上1398番4
9 0	二ツ宮第2公園	上尾市二ツ宮1010番16
9 1	メイプル公園	上尾市大字小敷谷858番50
9 2	地頭方公園	上尾市大字地頭方421番9
9 3	向山けやき公園	上尾市向山五丁目7番12外
9 4	平塚小砂公園	上尾市大字平塚2004番56外

9 5	原市台西公園	上尾市大字原市 1 7 9 0 番 1 0
9 6	谷津第2公園	上尾市谷津二丁目 1 8 5 番 5
9 7	愛宕一丁目広場	上尾市愛宕一丁目 2 8 6 番 3 0
9 8	尾山公園	上尾市大字瓦葺 2 8 3 4 番 4
9 9	原市21番耕地公園	上尾市大字原市 4 2 3 4 番 9 外
1 0 0	本町子供広場	上尾市本町三丁目 9 1 1 番 1
1 0 1	町谷公園	上尾市大字上 1 0 2 番 3 8 外
1 0 2	中妻四丁目公園	上尾市中妻四丁目 3 番 1 9 外
1 0 3	西原公園	上尾市大字瓦葺 1 2 4 8 番 3 2
1 0 4	原市マンション公園	上尾市大字原市 1 2 7 9 番 2
1 0 5	二ツ宮前第2公園	上尾市二ツ宮 7 9 5 番 3 7
1 0 6	花水木公園	上尾市大字上 1 0 3 0 番 9 外
1 0 7	秩父山公園	上尾市大字瓦葺 6 6 2 番 2 7
1 0 8	西宮下三丁目公園	上尾市西宮下三丁目 2 4 1 番 6 5
1 0 9	緑隣館緑地	上尾市愛宕一丁目 2 0 8 番 8 外
1 1 0	東町二丁目公園	上尾市東町二丁目 1 5 1 7 番 1 6
1 1 1	原市2番耕地公園	上尾市大字原市 2 6 3 番 5 0
1 1 2	愛宕一丁目緑地	上尾市愛宕一丁目 2 9 0 番 7 外
1 1 3	柏座一丁目東公園	上尾市柏座一丁目 6 6 1 番 1 5
1 1 4	柏座一丁目西公園	上尾市柏座一丁目 4 4 5 番 6 9 外
1 1 5	大谷本郷東公園	上尾市大字大谷本郷 1 0 4 番 5
1 1 6	愛宕一丁目南緑地	上尾市愛宕一丁目 2 0 0 番 1 8 外
1 1 7	愛宕一丁目北緑地	上尾市愛宕一丁目 2 1 7 番 1 9 外
1 1 8	原市沼南駅イチョウ公園	上尾市大字原市 1 8 6 5 番 3 3
1 1 9	みずき公園	上尾市向山一丁目 4 番
1 2 0	こうしん山公園	上尾市上平中央三丁目 4 番
1 2 1	なかはら公園	上尾市上平中央二丁目 4 番
1 2 2	あぜよし公園	上尾市大字畔吉 1 2 5 0 番 1
1 2 3	やまの下公園	上尾市上平中央一丁目 3 番
1 2 4	町谷第一公園	上尾市大字上 1 7 番 1 3
1 2 5	ぼうの下公園	上尾市上平中央一丁目 2 5 番
1 2 6	原新町北公園	上尾市原新町 2 4 番 4

1 2 7	前原公園	上尾市大字瓦葺 3 2 1 5 番
1 2 8	沼南公園	上尾市原市北一丁目 4 番
1 2 9	天神公園	上尾市小泉九丁目 1 2 番
1 3 0	稲荷公園	上尾市原市中一丁目 4 番 2
1 3 1	原新町南公園	上尾市原新町 4 番 6
1 3 2	原市台南公園	上尾市大字原市 2 1 4 7 番
1 3 3	フィーリア公園	上尾市柏座三丁目 5 0 0 番 1 2
1 3 4	長久公園	上尾市原市北一丁目 2 4 番 1 外
1 3 5	べにばな公園	上尾市上平中央三丁目 4 2 番
1 3 6	ひばり山公園	上尾市小泉五丁目 9 番
1 3 7	ちびっこパーク	上尾市壱丁目南 2 1 番 1
1 3 8	フィットネスパーク	上尾市壱丁目西 1 6 番 1
1 3 9	どんぐり公園	上尾市壱丁目東 1 7 番 1
1 4 0	グランドゴルフパーク	上尾市壱丁目南 2 9 番 1
1 4 1	ボールパーク	上尾市壱丁目西 4 番 1
1 4 2	アスレチックパーク	上尾市壱丁目東 4 番 1
1 4 3	モミノキ公園	上尾市壱丁目北 4 番 1
1 4 4	今泉三丁目公園	上尾市今泉三丁目 4 番 1
1 4 5	コミュニティ広場	上尾市壱丁目北 1 7 番 1
1 4 6	寺東公園	上尾市小泉二丁目 6 番
1 4 7	川三丁目公園	上尾市川三丁目 4 番 1
1 4 8	長浪公園	上尾市大字上 1 4 8 1 番 7 5
1 4 9	三井C地区公園	上尾市大字小敷谷 8 8 0 番 1 1 4
1 5 0	原市7番耕地第2公園	上尾市大字原市 1 1 8 1 番 3
1 5 1	掛樋井史跡公園	上尾市大字瓦葺 2 8 6 番 3
1 5 2	春日広場	上尾市春日一丁目 9 0 番 7
1 5 3	緑丘広場	上尾市緑丘二丁目 1 5 7 番 2 外
1 5 4	戸崎南公園	上尾市大字戸崎 1 番地 1 1 9 外
1 5 5	三井サニータウン広場	上尾市大字小敷谷 8 8 0 番 1 5
1 5 6	弁財ふれあい広場	上尾市弁財一丁目 1 6 5 番 4
1 5 7	秩父山第二公園	上尾市大字瓦葺 6 7 4 番 4
1 5 8	戸崎児童公園	上尾市大字戸崎 8 0 1 番 1

159	ルネッサンス入口公園	上尾市西宮下三丁目241番
160	上尾の杜公園	上尾市大字平塚3506番1
161	富士見一丁目公園	上尾市富士見一丁目385番19
162	下芝水辺公園	上尾市中分二丁目194番外
163	中分スポーツ公園	上尾市中分四丁目129番外
164	新幹線高架下広場	上尾市大字原市地内
165	春日緑地	上尾市春日一丁目32番125
166	東町公園	上尾市東町一丁目1477番1外
167	川二丁目広場	上尾市川二丁目3番3
168	山ノ下南公園	上尾市二ツ宮1106番60
169	山中公園	上尾市大字瓦葺2235番9
170	フラワーフィル公園	上尾市大字小敷谷77番65
171	セレクト花水木公園	上尾市大字原市233番36
172	本町五・六丁目公園	上尾市本町六丁目693番29
173	西宮下三丁目シゲル公園	上尾市西宮下三丁目12番外
174	アミダ山公園	上尾市大字領家64番142
175	吉田下公園	上尾市大字上尾村581番15
176	塚越公園	上尾市大字平塚2384番9
177	虹の葉公園	上尾市大字瓦葺2078番40
178	上平広場	上尾市大字西門前580番1外
179	見沼代用水西縁北側広場	上尾市大字瓦葺2709番3
180	上尾池袋線緑地1、2	上尾市今泉二丁目25番4外
181	大谷本郷広場	上尾市大字大谷本郷956番1
182	今泉中央公園	上尾市今泉二丁目42番1
183	上平公園臨時駐車場	上尾市大字南39番1外
184	平塚公園（一部）	上尾市大字平塚1514番の一部
185	西宮下公園（一部）	上尾市西宮下四丁目238番

議案第128号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和7年12月25日提出

上尾市長　畠　山　　稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
51180号線	上尾市大字原市字拾番 耕地1728番地先	上尾市大字原市字拾番 耕地1694番地先	

提案理由

原市沼調節池整備事業における沼橋の架け替え工事の実施に伴い、迂回路を設置するため、当該迂回路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

## 諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○

大山和俊

○○○○○○○○○○○

## 提案理由

人権擁護委員大山和俊氏の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、  
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法  
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

### 諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○

野口佳織

○○○○○○○○○○○

### 提案理由

人権擁護委員野口佳織氏の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、  
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法  
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

## 諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

令和7年12月25日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

秋山誠

○○○○○○○○○○○○

## 提案理由

人権擁護委員鈴木宏明氏の任期は、令和8年3月31日で満了となるが、  
後任の人権擁護委員の候補者として秋山誠氏を推薦したいので、人権擁護  
委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

